

随意契約（相手方指定）調書

件名	学童クラブ及び放課後子ども教室運営準備業務委託 （峡田小学校）	No.5200725
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年10月1日	
契約金額	3,502,700円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社パソナフォスター （法人番号：9010001069240）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	学童クラブ及び放課後子ども教室等運営業務委託（峡田小学校 他3件） 学童クラブ及び放課後子ども教室運営準備業務委託（峡田小学校）
対 象 案 件 及 び 指 名 業 者 (案)	(1) プロポーザル案件・4件 (放課後子ども総合プラン1件、学童クラブ1件、放課後子ども教室2件) ※対象となる指名業者（案）は、次ページのとおり
特命理由	本件は、学童クラブ及び放課後子ども教室事業の運営及び運営準備業務を委託するものである。 業者選定については、児童に対する人的サービスの面が極めて大きく、質の高いサービスの継続が求められる分野であり、安定的な運営能力と豊富な経験・実績が必要であることから、提案評価方式により業者選定を実施した。 主管課からは、「荒川区学童クラブ及び放課後子ども教室運営事業者候補者選定に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置のうえ、プロポーザル参加事業者の評価・選定を行い、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、裏面の各業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 (1) 候補者の選定に当たっては、外部委員を含めた評価委員会により評価基準を定め、申し込みのあった8社に対し、業務の実施体制や事業内容等について、評価・採点を行った。 (2) 評価委員会による審査の結果、選定業者となった3社は、総合評価において、約79～83%の総合点を獲得しており、職員が急に不足した場合のバックアップ体制や安全管理体制がしっかり確立されているなど、高い評価を得ていることが確認できている。 以上の理由から安定的かつ確実な業務履行が期待できるため、選定は妥当であると判断し、裏面の各業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) ○運営業務委託に関して、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの長期継続契約を締結する。

指名業者一覧（準備業務委託契約についても同事業者）

- 1 学童クラブ及び放課後子ども教室運営業務委託（峡田小学校）
業者名 株式会社パソナフォスター
代表者 代表取締役 長畑 久美子
所在地 東京都港区南青山三丁目1番30号 PASONA SQUARE
- 2 西尾久学童クラブ運営業務委託
業者名 株式会社日本デイケアセンター
代表者 代表取締役社長 齋藤 加代子
所在地 東京都中央区晴海一丁目8番3号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX
- 3 放課後子ども教室運営業務委託（三瑞小にこにこすくーる）
- 4 放課後子ども教室運営業務委託（宮前にこにこすくーる）
業者名 株式会社明日葉
代表者 代表取締役 大隈 太嘉志
所在地 東京都港区三田三丁目目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー